

各種委員会の議事録の署名押印の取扱い変更に伴う規則の整備に関する規則

(令和五年六月二十二日規則第二百二号)

(司法修習委員会規則中一部改正)

第一条 司法修習委員会規則(規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「出席した委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第六条第一項の規定により委員会が事案の審査をした場合は、作成した議事録に出席した委員長及び委員二人以上が署名押印するものとする。

(司法制度調査会規則中一部改正)

第二条 司法制度調査会規則(規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「出席した委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して」を削る。

(弁護士推薦委員会規則中一部改正)

第三条 弁護士推薦委員会規則(規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「出席した委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して」を削る。

(編集委員会規則中一部改正)

第四条 編集委員会規則(規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「出席した委員長及び委員二名がこれに署名押印する」を「連合会に保存するものとする」に改める。

(特別委員会規則中一部改正)

第五条 特別委員会規則(規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「日本弁護士連合会」の下に「(以下「連合会」という。)」を加え、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第十一条中「出席した委員長および委員二名が署名押印する」を「連合会に保存するものとする」に改める。

(公害対策・環境保全委員会規則中一部改正)

第六条 公害対策・環境保全委員会規則(規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「出席した委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して」を削る。

(民事介入暴力対策委員会規則中一部改正)

第七条 民事介入暴力対策委員会規則(規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「出席した委員長及び委員の二名がこれに署名押印して」を削る。

(外国弁護士及び国際法律業務委員会規則中一部改正)

第八条 外国弁護士及び国際法律業務委員会規則(規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「出席した委員長及び委員二人が署名捺印する」を「連合会に保存するものとする」に改める。

(互助年金・福祉厚生委員会規則中一部改正)

第九条 互助年金・福祉厚生委員会規則(規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「委員長及び出席した委員二名が署名捺印する」を「本会に保存するものとする」に改める。

(研修委員会規則中一部改正)

第十条 研修委員会規則（規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「出席した委員長及び委員二名が署名押印する」を「本会に保存するものとする」に改める。

（日本弁護士連合会市民会議規則中一部改正）

第十一条 日本弁護士連合会市民会議規則（規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「出席した議長及び委員二名が署名押印する」を「連合会に保存するものとする」に改める。

附 則

この規則は、令和五年六月二十二日から施行する。